

平成22年 4月 1日現在

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2007～2009

課題番号：19520638

研究課題名(和文)：カナダにおける優生思想の展開と移民

研究課題名(英文)：History of Eugenics and Immigration in Canada

研究代表者

細川 道久 (HOSOKAWA MICHIHISA)

鹿児島大学・法文学部・教授

研究者番号：20209240

研究成果の概要(和文)：

本研究は、19世紀末～20世紀中葉のカナダ社会における優生思想と精神衛生運動の展開について、カナダ精神衛生全国会議やカナダ優生学協会などの活動を中心に考察し、これらの組織が移民政策改革や断種法制定を要求していく過程を分析した。本考察を通して、当時、「精神薄弱」など精神を患った人びとが、「健常」と「狂気」の中間に位置するとみなされ、とりわけイギリス系など「白人」主流派からは「純潔で白い」カナダ社会を脅かす存在として危険視されていたことを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：

This research examines how 'mental defectiveness' was treated in Canada from the late nineteenth to mid-twentieth centuries, covering eugenics and mental health ideas by various groups, such as the Canadian National Committee for Mental Hygiene and the Eugenics Society of Canada, which led to the introduction of sterilization laws both in Alberta (enacted in 1928 for the first time in the British Empire, modified in 1938 and 1942, and repealed in 1972) and British Columbia (enacted in 1933 and repealed in 1973), and took great initiative in the abortive but strong demand for the legislation of sterilization in Ontario around the 1930's. It finds that 'mental defectives' posed a threat to 'pure white' Canada. They were regarded as being situated between 'normal' and 'sane' and their presence and relationship with others in 'normal' communities was thought to be dangerous in that it might bring a filthiness that would contaminate 'whiteness' and shake 'white' supremacy. Especially in the early twentieth century, concerns about 'mental defectiveness' loomed large with an increasing number of 'insane' immigrants. It also points out that ruling Canadians were concerned about not only 'non-white' 'mental defectives' but rather 'white' ones-----which means 'mental defectives' were considered to be 'inbetween peoples' among the 'whites'----- who were thought to be a symptom of Anglo-Saxon 'racial suicide'.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度			
2006年度			
2007年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：カナダ、優生学、移民、白人性、精神医学、精神衛生運動、イギリス帝国、アメリカ合衆国

1. 研究開始当初の背景

19世紀末から20世紀前半にかけてのカナダ社会では、優生思想の隆盛がみられた。とくに西部のアルバータとブリティッシュ・コロンビア（BC）の2州では、断種法が成立し、1970年代初めになって撤廃された。同じイギリス帝国（コモンウェルス）にありながら、イギリスやオーストラリアでは断種法制定には至らなかったのに対して、カナダ、しかも西部で断種法が制定されたのは何故なのか。そこには、アジア系移民流入という、東部とは全く異なる新たな移民問題を抱えたカナダ西部の事情、植民地建設から日が浅く、州成立後もなお圧倒的にイギリス系で占められていた支配層が、カナダ西部をイギリス本国以上に「イギリス的な」社会にしようとした事情、隣接するアメリカ合衆国の影響が複雑に入り混じっていたのではないか。

上記の問題意識に立ち、本研究では、19世紀末から20世紀前半にかけてのカナダにおける優生思想の展開を、移民問題と絡めて考察することによって、優生思想が「白人」社会カナダの建設・統合において有益なイデオロギーとみなされたことを描き出すことを全体構想とした。

2. 研究の目的

上記1.を踏まえ、優生思想の普及に関わった医療専門職と女性運動家の活動に焦点を絞り、具体的課題を設定した。

医療専門職と女性運動家による優生思想の普及活動を追うとともに、そこで示された彼らのカナダ西部・移民・先住民観を考察し、優生思想や断種法が、アジア移民と先住民の文明化（イギリス化）策であったばかりか、ヨーロッパやイギリスからの移民も対象と

した「よりイギリス的な」文明社会建設の方策でもあった側面を析出する。

3. 研究の方法

(1) 予備的調査と研究課題の修正・絞込み

関連研究文献と史料に関する予備的調査を、国内・カナダにて実施した。その結果、アルバータ、BC両州に加え、それにまさるとも劣らない制定要求が1930年代のオンタリオ州でも出されていたことが判明した。そこで、西部社会に特化して考察するのではなく、より広範な地域を対象とする必要があると判断するに至った。

そこで、研究課題を若干修正し、カナダ全般で活動を展開し、移民政策改革、公衆衛生改革、西部での断種法制定に影響を及ぼしたカナダ精神衛生全国会議 Canadian National Committee for Mental Health に加えて、1930年代にオンタリオ州を中心に活動を展開したカナダ優生学協会 Eugenics Society of Canada についても考察することとした。さらに、研究課題の絞込みを行ない、具体的な研究方針を策定した。

- ① カナダにおける優生学の全般的把握
- ② 医療専門職と女性運動家が関わったカナダ精神衛生全国会議とカナダ優生学協会の活動の調査
- ③ 精神薄弱者の処遇
- ④ 当該期カナダの移民政策全般の考察

(2) 史料調査

カナダにおいて史料を収集・分析した。

- ① 断種法関連の法律
- ② 移民政策関連の法律
- ③ カナダ精神衛生全国会議およびカナダ優生学協会の活動記録

- ④ 断種法制定要求・移民政策改革要求に関する新聞報道

(3) 文献調査

国内・カナダにおいて文献調査を実施した。

- ① イギリス、アメリカ合衆国における優生学の展開に関する研究
② 白人性をめぐる研究動向

(4) 中間報告とフィードバック、補充調査

研究の中間的成果を、論文・口頭発表のほか、カナダ人研究者にも披瀝し、有益な示唆を得た。これを踏まえ、補充調査を行ない、必要な研究文献・史料を収集・分析した。

(5) 研究の総括

(2)～(4)を踏まえて研究の総括を行ない、論文・口頭発表を行なった。

4. 研究成果

(1) 医療専門職と移民政策・公衆衛生改革

19世紀末から20世紀前半にかけて、優生学が興隆した。それは、精神医学による「狂人」の処置に対して「科学的」根拠を与えたばかりか、政策決定者はじめ各界の一大関心事となり、移民・教育・社会福祉など多方面にわたる社会改革の主張の根拠となった。

本研究では、トロント総合病院長やトロント大学医学部長を歴任し、カナダ精神衛生全国会議設立に関わったカナダ精神医学界の重鎮チャールズ・クラーク Charles K. Clarke、同じく同会議の要職に就き、後にアメリカ精神衛生全国会議 National Committee for Mental Hygiene 理事長となったクラレンス・ヒンクス Clarence Hincks、オンタリオ州教育省および連邦保健省の精神薄弱者監察官や特殊教育学級視学官を歴任したヘレン・マクマーチイ Helen MacMurchy らを中心に考察した。

彼らは、19世紀末以来、移民の中に精神障害を患ったものが多いことを指摘し、その原因を移民政策の不備に求め、是正を訴えた。当時のカナダの移民政策は、基本的には1869年の移民法に則っていた。精神障害者は、貧困者や身障者とともに入国禁止の対象で、乗船港までの送還措置をとりえたが、実際には機能していなかった。入管時の医務検査も殆ど実施されず、このような事情は20世紀初頭になっても変わらなかった。積極的な移民受け入れ策が実施される一方で、経費のかさむ措置は後回しにされていた。第1次大戦が勃発すると、移民の流入自体は鈍化したが、戦争による死傷が優秀な人材やその子孫の再生産に支障をきたすのではないかと懸念が示された。この懸念は、当時「シェル・ショック」と呼ばれた戦争神経症に罹患した帰還兵の増加によって現実味を帯び、クラーク

から精神科医のみならず、教育や社会福祉に携わる政府関係者や女性組織にも共有された。女性組織は、よき母性、よき家庭性を育むことを重視しており、不適切な移民の存在を憂慮した。しかも、戦後に再び大挙してやってくるであろう不適切な移民流入を阻止する必要があると主張した。

精神障害をめぐる議論で特に注視されたのが、当時「軽愚（ないしは魯鈍）moron」と呼ばれた軽度の精神薄弱者 mental defectives, feeble-minded であった。彼らは「健常 normal (正気 sane)」と「異常 abnormal (狂気 insane)」の間に位置する「中間的存在 inbetween-ness」として危険視された。精神薄弱は、軽度の疾患ゆえに、精神医学や心理学分析では容易に発見できない。そのため精神薄弱者の市中徘徊を許してしまいがちで、犯罪者、売春婦、非行少年になりかねぬ存在とみなされていた。

精神薄弱者の処遇は、精神科医のみならず、公衆衛生に従事する官吏も注目していた。かかる状況下でカナダ精神衛生全国会議が1918年に設立された。同会議は、精神障害を患う者が深刻なほど多数であること、したがって、現状の移民・公衆衛生策では不十分であることを世に知らしめるべく、精神障害の実態、特に、学校や保健施設での精神薄弱者の調査を開始した。

同会議によるアルバータ州に関する調査報告では、スラヴ系移民に精神薄弱者の割合が高いことを指摘するとともに、移民の量よりも質を高めるためには、精神薄弱を含む精神障害者の入国を拒否することが望ましいが、移民管理は連邦管轄であるために叶わない、しかるに、州内の「異常な人々の増加を防ぐための」一方策として断種がある旨、示唆した。この報告は、アルバータ農民女性連合 United Farm Women of Alberta をはじめとする女性組織によって直ちに取り上げられ、断種法制定に向けての精力的なロビー活動が行われた。また、BC州でのカナダ精神衛生全国会議による調査は、同州の「精神衛生時代 mental hygiene era」の画期となった。このように、カナダ社会の質が問われていたが、優生学、あるいは断種法の議論において主対象となったのは、イギリスやヨーロッパからの「白人」移民であった。それは、BC州のような当時反アジア感情が強かった地域でも同様であった。

(2) 断種法論争

1928年、アルバータ農民連合 United Farmers of Alberta 政権下のアルバータ州で断種法が制定された。これは、カナダはもとよりイギリス帝国領初の断種法であった。またBC州では、1933年に断種法が制定された。本研究では、断種法制定をめぐる議論を考察

した。

断種法論争において、反対論の多くはカトリックから出された。彼らは、自然な摂理に反するとして断種自体には異を唱えたが、精神障害者に対する移民監察・送還措置の強化、隔離措置の充実、および他州との協力を代替策として主張しており、精神障害と健常との間に境界を引く点では賛成論者と共通していた。

アルバータ州では、社会信用党 Social Credit 政権下で断種法の改正が、2度行なわれた。1937年には、重度の精神病患者については、優生委員会委員全員の一致をみれば、患者本人や親族等の同意なしでの処置が可能となり、強制断種が合法化され、1942年には、舞踏病患者なども強制断種の対象となった。この2度の改正では大きな論争はなかった。1937年の審議では、野党自由党議員が、強制断種が親の権利を侵害するものだと反対したが、重度の患者は地区住民への脅威だとする意見が支持され、改正案が採択された。また、1942年に関しては、同州の主要紙にも審議に関する報道は一切なかった。

(3) オンタリオ州とカナダ優生学協会

西部2州の断種法制定を「プレーリーのファンダメンタリズムと女性組織の改革的伝統の明らかな副産物」とみる見解も存在するが、断種法制定の成否でもって西部の特異性を論じることは、西部全般にみられる傾向、西部諸州間の相違、カナダ社会全体に通じる時代状況など、様々な側面を捨象しかねたいとの判断に立ち、本研究では、西部のみに特化せず、より広範囲な動きを考察することに努めた。そこで、1930年にオンタリオ州を中心に再燃した断種法制定要求運動について、カナダ優生学協会の主張を考察した。

大恐慌下、それまでの移民増の時代から一転して移民は減少した。だが、精神障害者の数は、増加を続けていた。カナダ優生学協会は、ブラントフォード Brantford の医事保健官ウィリアム・ハットン William Hutton を会長として、1930年に設立されたが、1926年から事実上の活動を開始していた。

同協会の中核には、ハットンのほか、A・R・カウフマン A. R. Kaufman、精神科医クラレンス・B・ファラー Clarence B. Farrar らがいた。ハットンは、ブラントフォードをカナダ初の下水処理インフラ整備都市とするのに尽力した実績をもち、医療・社会福祉の利害を代弁していた。彼は、健常な家系が、精神薄弱や遺伝的疾患によって「汚染」の脅威にさらされているとし、断種の必要性を主張した。カウフマンは、キッチンナー Kitchener のゴム会社社長で、断種措置に対する熱狂的支持者であった。また、加米両国で名声を博したファラーは、精神障害が殆ど遺伝によるも

のとみなすとともに、犯罪を疾病とみなしていた。1920年代頃から、精神障害の遺伝性を疑う研究が徐々に提出されつつあったが、彼はそれを受けつけず、断種こそが社会問題をなくす安価な策だと主張し続けた。

同協会は、「精神病や精神薄弱が、人口よりもはるかに高率で増加」しており、「劣等な家系の家庭が、優等な家系よりも沢山の子どもを産んでいる」事態を憂慮し、精神薄弱者、および、身体的または精神的な遺伝病保菌者に対する断種の合法化、人種への脅威となる者、施設の保護を必要とする者の隔離、大学での優生学コースの設置、優生学に関する講演の実施、広告や新聞による優生学への関心の喚起、同教会州支部の設立の6項目を目的として掲げ、人種改良 race betterment の運動を展開した。

会長ハットンは、精神障害者の家系が多産であることを指摘した上で、重度の障害者（白痴 idiots と痴愚 imbeciles）は、病院への入院を求めるケースが最も多いが、彼らの障害は、出産時の事故や病気に起因することがしばしばであり、健常な両親から生まれることが多い。他方、軽度の障害者（軽愚）は、高出生率で、明らかに遺伝性の精神薄弱が沢山いる「正常知以下 sub-normal」の家系の出身であるとし、精神薄弱の遺伝と多産を強調した。そして、精神薄弱の多産と急増が、カナダ住民の知的水準を低下させていると論じた。かつてのクラークらの考えにも、「健常」と「異常」の中間に位置する精神薄弱を危険視する主張がみられたが、ここでも同種の議論がなされていたのである。

カナダ優生学協会は、各州政府、とりわけオンタリオ州政府に対して、アルバータ州に追随して断種法を制定するよう働きかけた。1935年2月、会長ハットンら代表団が州首相ミッチェル・ヘプバーン Mitchell Hepburn と会見した。これに先立ち、同協会は、州首相および保健相に宛てて詳細な事前資料を渡しているが、その中には、マッジ・T・マックリン Madge Thurlow Macklin による調査報告書が含まれていた。マックリンは、当時ウェスタン・オンタリオ大学で教鞭をとっていたカナダ随一の発生学（遺伝学）者であった。彼女は、1871年以来のオンタリオ州における精神薄弱者の増加を調査し、以下の結論を導いていた。即ち、過去60年間で人口は2倍、精神病院の患者数は6.5倍、その維持コスト17倍に達している。かかる状況を導いた主因は、知的階級 intelligent classes の出生率の際立った低下と、精神薄弱を生みだす階級の多産にある。後者の出生率は正常な市民 normal citizens の3倍である。現状の政策が続けば、正常な人々 normal stock の完全な屈伏と消滅という、唯一つの終点に至ることだろう、と。

同協会資料には、前年にイギリスで出され

た「断種問題検討委員会報告書」もあった。イギリス内外の事情を含めて多角的に調査し、断種措置が望ましいと結論づけた同報告書は、オンタリオ州での断種法制定を促す有力な根拠だと考えられていたものであり、ここに断種措置に対する国際的つながりをみとめうる。

オンタリオ州では、1938年に精神衛生法運用検討委員会 *Royal Commission on the Operation of the Mental Health Act* が設置され、同委員会は断種支持の勧告を出したが、結局、州政府は受け入れなかった。オンタリオ州で断種法制定が叶わなかった理由として、親ナチ的な主張が大戦勃発とともに支持を失ったこと、カトリック勢力の存在、優生学の擬似科学性が暴かれ、精神障害の遺伝性に対する疑いが増したことがあった。

(4)「白人」の「内なる脅威」としての精神薄弱

精神薄弱者は、「健常」と「異常」の中間に位置づけられ、かつまた、健常者の世界に入り込んでしまいかねない人々とみなされた。つまり、彼ら「中間的存在」は危険視され、それを規制する方策として断種が望ましいとされた。さらにまた、精神薄弱を含む精神障害全般の議論の殆どが、イギリスや大陸ヨーロッパからの移民など、いわゆる「白人」を対象としていた。

非ヨーロッパ系であるいわゆる「非白人」が議論の主対象ではなかった理由としては、カナダ全体においても、あるいは、アジア系が多かったBC州においても、精神障害者の中に彼らの占める割合が小さかったことが、まず指摘できよう。もとより、1935年には中国人の精神病院患者 65 名が本国送還されるなど、「非白人」が議論の対象にならなかった訳ではない。他方、「白人」は、新移民のオーストリア系を除けば、「白人の中の白人」であるはずのイギリス系（イングランド系、スコットランド系、アイルランド系）、それもカナダ生まれの中に精神障害者が多かった。つまり、精神障害は、「白人」側の退化、カナダ主流社会の「内なる脅威」として受けとめられていた。さらに言えば、「非白人」の精神障害者の数が少なかったから、彼らが議論の対象にはあまりならなかったというのは真理の一面でしかなく、むしろ、そもそも「非白人」が「白人」とは別の領域にいるとみなされていたからと考えられる。

「白人」の精神障害者をめぐる議論は、「白人」がアンビヴァレントな立場にあったことを示唆している。即ち、「白人」側は、一方では「非白人」を排除しながらも、他方で、「白人」自身の退化という現実と直面していたのである。それゆえ、「白人」が支配的な社会を維持するには、彼らの確固とした領域

を確保し、その境界が侵犯されることは避けねばならなかった。

(5)まとめ——「中間的存在」の管理と「白人」支配

「白人」の領域を確保し、彼らを頂点とするヒエラルキーを維持するために、「中間的存在」を管理することは、精神薄弱者の処遇に限る話ではない。そこで、精神薄弱者の処遇に焦点を絞った本研究を、カナダ史のみならず、「白人」支配や「白人性」をめぐる研究全般の大きな文脈に位置づけることを試みた。

①中国人移民と先住民——「白人」の「外なる脅威」

同時期のカナダ社会は、アヘン取引や「白い奴隷制 *white slavery*」といわれた売春などに関わる中国人移民を侮蔑し、「白人」と接することを取り締まった。加えて、中国人移民が経営する店舗で「白人」女性が働くことを禁ずる「白人女性労働法 *white women's labour law*」が、1910年代から各地で順次制定された。中国人移民男性との性的接触に及びかねない「中間的存在」が厳しく管理されたのである。中国人移民はまた、「白人」居住区を離れて街区（チャイナタウン）を形成していたが、そこには中国人を同化できない他者とみなす「白人」側の意識が反映されており、街区形成は、中国人移民による自然な入植結果ではなかった。つまるところ、彼らの生活圏は、「白人」の設定した境界外に追いやられたのである。

生活圏という点では、先住民インディアンは保留地 *reserves* への居住を余儀なくされ、中国人移民以上に「白人」との境界は明確であった。さらに、彼らと「白人」の境界を越える行為として、特に厳格に取り締まれたのは、アルコール取引 *liquor traffic* であった。例えば、BC州では、19世紀末に先住民へのアルコール販売が禁止され、取引に関与した先住民も「白人」も処罰された。加えて、先住民インディアンと「白人」の「混血」であるメイティ *Métis*（メティス）にも規制が加えられた。当時の先住民政策には、先住民の範疇を狭め、それによって保護や権利を与える対象を限定し、本来は分ち難い先住民インディアンを「純粋なインディアン」、「非認定インディアン *non-status/non-registered Indians*」、「混血」に区分することによって、先住民社会を分断させると同時に、「白人」と「非白人」のそれぞれの領域を隔絶させようとした意図が汲みとれる。

②「内なる脅威」と「外なる脅威」の管理
精神薄弱者と中国人移民・先住民のそれぞれの処遇を「中間的存在」を共通項に考察し

た結果、以下の点が導き出された。

「健常」と「異常」の「中間的存在」である精神薄弱者を隔離ないしは断種によって排除しようとする主張には、「白人」は、本来、健常にして正気との認識があり、それを否定する事態への憂慮があった。換言すれば、イギリス系をはじめとするヨーロッパ系の「白人」を上位に、「非白人」を下位に置く人種的ヒエラルキーには、その前提として、「白人」は健常にして正気という観念があった。つまり、それが、「白人」支配が拠って立つ「白人性」の構成要素であった。それゆえ、「白人性」を備えない精神薄弱者は、このヒエラルキーを否定するものとみなされた。彼らは、「白人」を「非白人」の地位におとしめる、あるいは、「白人」と「非白人」の関係を逆転しかねない危うき存在だった。しかも、彼らに対する管理、とりわけ、断種にみられる生殖の管理は、中国人移民や先住民などの「非白人」と「白人」との「中間的存在」を、交易・交流・生活圏から規制・排除することで、「白人」の領域を確保し、「白人」支配の恒久化を図る管理のポリティクスと通底していた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 17 件)

- ① 細川道久, 19 世紀～20 世紀中葉のカナダにおける優生学の展開と医療専門職 (Ⅲ), 人文学科論集 (鹿児島大学法文学部), 査読無, 72 号, 2010, 掲載予定
- ② 細川道久, 19 世紀～20 世紀中葉のカナダにおける優生学の展開と医療専門職 (Ⅱ), 人文学科論集 (鹿児島大学法文学部), 査読無, 71 号, 2010, 89-104
- ③ 細川道久, 20 世紀前半のカナダ社会における優生学と白人性, カナダ研究年報, 査読有, 29 号, 2009, 1-16
- ④ 細川道久, 19 世紀末～20 世紀中葉のカナダにおける優生学の展開と医療専門職 (Ⅰ), 人文学科論集 (鹿児島大学法文学部), 査読無, 70 号, 2009, 79-100
- ⑤ Michihisa HOSOKAWA, Review: *Contradictory Impulses: Canada and Japan in the Twentieth Century* ed. By Greg Donaghy & Patricia E. Roy, Vancouver, UBC Press, 2008, *Canadian Historical Review*, 査読有, Vol. 90, No. 2, 2009, 366-368
- ⑥ 細川道久, カナダにおける公的記憶と歴史家——新カナダ戦争博物館展示をめぐる論争を手がかりに, 地域政策科学研究, 査読有, 6 号, 2009, 41-66

- ⑦ 細川道久, 『大陸日報』(BC 州、カナダ)の断種法報道をめぐる一考察, 鹿大史学, 査読無, 56 号, 2009, 1-19
- ⑧ Michihisa HOSOKAWA, Making Imperial Citizens: Empire Day in Canada, *Journal of American and Canadian Studies*, 査読有, No. 25, 2008, 49-73
- ⑨ 細川道久, 書評 木畑洋一編著『現代世界とイギリス帝国』(イギリス帝国と 20 世紀 第 5 卷)ミネルヴァ書房, 2007 年, 歴史学研究, 査読有, 837 号, 2008, 57-60
- ⑩ 細川道久, 19 世紀後半のカナダ社会における「先住民」と「白人」の境界——インディアン政策を手がかりに, 西洋史学論集, 査読有, 45 号, 2007, 79-94

[学会発表] (計 5 件)

- ① 細川道久, カナダにおける精神衛生運動と移民——20 世紀前半を中心に, 九州史学会, 2007 年 12 月 9 日, 九州大学
- ② Michihisa HOSOKAWA, A Historical Perspective of Interconnected World: Empire Day as a Case Study, Oxford Round Table-History and International Politics, August 13, 2007, University of Oxford, United Kingdom

[図書] (計 6 件)

- ① 細川道久, 日本カナダ学会編, 有斐閣, はじめて出会うカナダ, 2009, 22-34
- ② 細川道久, 新川敏光編, ミネルヴァ書房, 多文化主義社会の福祉国家——カナダの実験, 2008, 166-186
- ③ 細川道久, 歴史学研究会編, 岩波書店, 世界史史料 (第 7 卷), 2008, 337-339, 371-374
- ④ 細川道久, 日本カナダ学会編, 有斐閣, 新版 史料が語るカナダ, 2008, 36-44, 46-55, 68-69
- ⑤ 細川道久, 刀水書房, カナダ・ナショナリズムとイギリス帝国, 2007, 282
- ⑥ 細川道久, 明石書店, カナダの歴史がわかる 25 話, 2007, 208

[その他]

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

細川 道久 (HOSOKAWA MICHIHISA)
鹿児島大学・法文学部・教授
研究者番号: 20209240

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし